

## 広島臨空広域都市圏ツアー造成事業助成金交付要綱

### 第1条（目的）

この要綱は、広島空港発着の国際線を対象とした広島臨空広域都市圏市町（竹原市、三原市、尾道市、東広島市、大崎上島町、世羅町をいう。以下、「臨空市町」という。）の宿泊ツアーを実施した旅行会社に対し広島臨空広域都市圏ツアー造成事業助成金（以下、「助成金」という。）を交付することにより、外国からの観光客誘致促進を図ることを目的とする。

### 第2条（交付対象者）

助成金の交付対象者は、次の条件を全て満たすツアーを実施した国内外の旅行会社とする。

- （1） 広島空港発着の国際線（片道可）の航空券と6市町内への宿泊をセットとすること。  
ただし広島エアポートホテルへの宿泊は除く。
- （2） 2026年7月1日から2027年2月28日までの間に対象宿泊施設のチェックアウトが完了していること。
- （3） 1ツアーの催行人数（添乗員等関係者を除く。）は10名以上とする。

### 第3条（宿泊施設）

前条第1号の宿泊は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に基づく許可を受けた施設、又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に基づく届出を行った施設を対象とする。

### 第4条（助成金の交付額）

助成金の交付額は、1旅行客あたり1泊5,000円とする。

申請各社の助成金交付額の上限は、1社あたり累計150,000円を上限とする。

※助成対象はツアー客のみとする。（添乗員等関係者は除く。）

※6市町内の宿泊施設を利用すること。

※他県・他市町村・他団体の助成制度との併用も可能。

### 第5条（交付申請及び請求）

助成金の交付を受けようとする者（以下、「事業者」という。）は、広島臨空広域都市圏ツアー造成事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）と広島臨空広域都市圏ツアー造成事業宿泊証明書（様式第2号）をツアー終了後、原則として30日以内に、広島臨空広域都市圏ツアー造成事業事務局（以下、「事務局」という。）に提出しなければならない。

### 第6条（助成金の支払）

事務局は、前条の助成金の交付申請及び請求があったときは、当該書類を審査し、適当と認められた場合は、速やかに事業者へ助成金を支払うものとする。

#### 第7条（状況報告及び調査）

事務局は、必要に応じて事業者から本事業について報告を求め、又は調査することができる。

#### 第8条（助成金の返還）

事業者は、この要綱に定める事項に違反して助成金等の交付を受けた場合は、既に交付された助成金等を事務局が指定する期日までに、遅滞なく返還するものとする。

#### 第9条（助成金の交付限度）

本要綱による助成金の交付は、当該年度の予算の範囲において行うものとする。

#### 第10条（事業の中止又は停止）

社会情勢の変化等により、本事業による助成を中止又は停止することがある。なお、助成を中止又は停止した場合、事業佐に対して、取消料等のいかなる費用も補償しない。

#### 附 則

この要綱は、2026年6月30日から施行する。